

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7676593号
(P7676593)

(45)発行日 令和7年5月14日(2025.5.14)

(24)登録日 令和7年5月2日(2025.5.2)

(51)国際特許分類 F I
H 0 4 N 21/854(2011.01) H 0 4 N 21/854
G 0 6 F 3/04845(2022.01) G 0 6 F 3/04845

請求項の数 19 (全34頁)

(21)出願番号	特願2023-574226(P2023-574226)	(73)特許権者	521431088
(86)(22)出願日	令和4年5月27日(2022.5.27)		北京字跳 網 絡 技 術 有 限 公 司
(65)公表番号	特表2024-523811(P2024-523811 A)		Beijing Zitiao Network Technology Co., Ltd.
(43)公表日	令和6年7月2日(2024.7.2)		中国北京市海淀区紫金数碼園4号楼2層
(86)国際出願番号	PCT/CN2022/095721		0207
(87)国際公開番号	WO2022/253141		0207, 2/F, Building
(87)国際公開日	令和4年12月8日(2022.12.8)		4, Zijin Digital Park, Haidian District, Beijing, P. R. China
審査請求日	令和5年11月30日(2023.11.30)	(74)代理人	100107766
(31)優先権主張番号	202110615690.1		弁理士 伊東 忠重
(32)優先日	令和3年6月2日(2021.6.2)	(74)代理人	100070150
(33)優先権主張国・地域又は機関	中国(CN)		

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 動画共有方法、装置、機器及び媒体

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

動画共有方法であって、

共有される、過去投稿動画である目標動画又は前記目標動画の共有コントロールのうちの少なくとも1つを含む目標対象を目標インタラククションインタフェースに表示することと、

前記目標対象に対する第1のトリガ操作が検出されると、前記目標動画と、前記目標動画から生成される可視化素材とを含み、前記目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示することであって、前記可視化素材は、第2の可視化素材を含み、前記第2の可視化素材は、前記目標動画の関連情報を含むことと、を含む、方法。

【請求項2】

前記可視化素材は、前記目標動画から生成された画像又はテキストのうちの少なくとも1つを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記可視化素材は、第1の可視化素材を含み、前記第1の可視化素材は、前記複合動画の第1の画面領域に表示されており、前記目標動画は、前記複合動画の第2の画面領域に表示されており、前記第2の画面領域の全画面領域又は部分画面領域は、前記第1の画面領域に含まれており、前記目標動画の前記第1の画面領域に表示される部分は、前記第1の可視化素材上にオーバーレイしている、請求項1に記載の方法。

【請求項 4】

前記関連情報は、前記目標動画の投稿時間、前記目標動画の投稿者名、又は前記目標動画のコメント情報のうちの少なくとも1つを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 5】

前記複合動画に対する第2のトリガ操作が検出されると、前記第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、前記複合動画に対する動画編集を行うことをさらに含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 6】

前記第2のトリガ操作は、前記複合動画の動画画面、前記複合動画のバックグラウンド音楽又は前記可視化素材のうちの少なくとも1つを編集することをトリガするためのものである、請求項5に記載の方法。

10

【請求項 7】

前記第2のトリガ操作は、前記目標動画に対する属性調整操作を含み、
前述した、前記第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、前記複合動画に対する動画編集を行うことは、

前記属性調整操作に対応する属性調整方式に従って、前記目標動画に対する属性調整を行うことを含み、前記属性調整方式は、前記目標動画の動画画面の表示位置の調整、前記目標動画の動画画面の表示サイズの調整、又は前記目標動画の動画画面の表示角度の調整のうちの少なくとも1つを含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 8】

前記第2のトリガ操作は、前記目標動画に対する動画切り取り操作を含み、
前述した、前記第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、前記複合動画に対する動画編集を行うことは、

前記複合動画における前記目標動画を、前記動画切り取り操作によって切り取られた目標動画セグメントに置き換えることを含む、請求項5に記載の方法。

20

【請求項 9】

前記第2のトリガ操作は、前記複合動画に対するバックグラウンド音楽選択操作を含み、
前述した、前記第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、前記複合動画に対する動画編集を行うことは、

前記複合動画のバックグラウンド音楽を、前記目標動画のバックグラウンド音楽から前記バックグラウンド音楽選択操作によって選択された目標オーディオに変更することを含む、請求項5に記載の方法。

30

【請求項 10】

前記第2のトリガ操作は、前記可視化素材のうちの第1の目標可視化素材に対する素材置き換え操作を含み、

前述した、前記第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、前記複合動画に対する動画編集を行うことは、

前記素材置き換え操作の対象となる前記第1の目標可視化素材を、前記素材置き換え操作によって選択された目標素材に置き換えることを含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 11】

前記第2のトリガ操作は、前記可視化素材のうちの第2の目標可視化素材に対する素材修正操作を含み、

前述した、前記第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、前記複合動画に対する動画編集を行うことは、

前記素材修正操作に対応する素材修正方式に従って、前記素材修正操作の対象となる前記第2の目標可視化素材に対する素材修正を行い、前記素材修正方式は、前記第2の目標可視化素材の素材内容の修正、前記第2の目標可視化素材の表示サイズの修正、前記第2の目標可視化素材の表示位置の修正、前記第2の目標可視化素材の表示角度の修正、前記第2の目標可視化素材の追加又は前記第2の目標可視化素材の削除のうちの少なくとも1つを含む、請求項5に記載の方法。

40

50

【請求項 1 2】

前記目標インタラクシオンインタフェースは、情報展示インタフェースを含み、前記目標対象は、前記共有コントロールを含み、

前述した、目標インタラクシオンインタフェースに目標対象を表示することは、

前記情報展示インタフェースに提示情報と前記共有コントロールを表示することを含み、前記提示情報は、過去投稿動画に前記目標動画が存在することを提示するためのものである、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 1 3】

前記目標インタラクシオンインタフェースは、動画展示インタフェースを含み、前記目標対象は、前記共有コントロールを含み、

前述した、目標インタラクシオンインタフェースに目標対象を表示する前に、前記方法は、

提示情報を表示することをさらに含み、前記提示情報は、過去投稿動画に前記目標動画が存在することを提示するためのものであり、

前述した、目標インタラクシオンインタフェースに目標対象を表示することは、

前記提示情報に対する第 3 のトリガ操作が検出されると、前記動画展示インタフェースに前記共有コントロールを表示することを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 1 4】

前記目標インタラクシオンインタフェースは、動画プレビューインタフェースを含み、前記目標対象は、複数の前記目標動画を含み、

複数の前記目標動画は、前記複合動画の動画画面に分布しており、又は、複数の前記目標動画は、前記複合動画に順次表示されている、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 1 5】

前述した、プリセット再生インタフェースを表示した後、前記方法は、

前記複合動画に対する第 4 のトリガ操作が検出されると、前記複合動画を共有することをさらに含み、

前述した、前記複合動画を共有することは、前記目標インタラクシオンインタフェースが属する第 1 のアプリケーションプログラムに前記複合動画を投稿すること、前記第 1 のアプリケーションプログラム以外の第 2 のアプリケーションプログラムに前記複合動画を投稿すること、又は少なくとも一人の目標ユーザに前記複合動画を送信することのうちの少なくとも 1 つを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 1 6】

共有される、過去配信動画である目標動画又は前記目標動画の共有コントロールのうちの少なくとも 1 つを含む目標対象を目標インタラクシオンインタフェースに表示するように構成される第 1 の表示手段と、

前記目標対象に対する第 1 のトリガ操作が検出されると、前記目標動画と、前記目標動画から生成される可視化素材とを含み、前記目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示するように構成される第 2 の表示手段であって、前記可視化素材は、第 2 の可視化素材を含み、前記第 2 の可視化素材は、前記目標動画の関連情報を含む第 2 の表示手段と、を含む、動画共有装置。

【請求項 1 7】

プロセッサと、

実行可能命令を記憶するためのメモリと、を含み、

前記プロセッサは、前記メモリから前記実行可能命令を読み出し、前記実行可能命令を実行して上記請求項 1 に記載の動画共有方法を実現させるためのものである、電子機器。

【請求項 1 8】

プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに請求項 1 に記載の動画共有方法を実現させるコンピュータプログラムが記憶された不揮発性コンピュータ可読記憶媒体。

10

20

30

40

50

【請求項 19】

プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに請求項 1 に記載の動画共有方法を実行させる命令を含む、コンピュータプログラム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本願は、中国出願番号が 202110615690.1 であり、出願日が 2021 年 6 月 2 日である出願を基礎としており、その優先権を主張し、該中国出願の開示内容はここで全体として本出願に組み込まれる。

【0002】

本開示は、動画処理技術分野に関し、特に動画共有方法、装置、機器及び媒体に関する。

【背景技術】**【0003】**

コンピュータ技術や移動通信技術の急速な発展に伴い、電子機器をベースとした各種の動画プラットフォームが一般的に用いられており、人々の日常生活を極めて豊かにしている。

【0004】

関連技術において、ユーザが動画プラットフォームで興味のある動画コンテンツを見ると、該動画コンテンツに対する共有を実現するために、一般的には該動画コンテンツを直接転送する。

【発明の概要】**【0005】**

第 1 の側面によれば、本開示は、共有される、過去投稿動画である目標動画及び/又は目標動画の共有コントロールを含む目標対象を目標インタラクションインタフェースに表示することと、目標対象に対する第 1 のトリガ操作が検出されると、目標動画と、目標動画から生成される可視化素材とを含み、目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示することと、を含む動画共有方法を提供する。

【0006】

第 2 の側面によれば、本開示は、共有される、過去投稿動画である目標動画及び/又は目標動画の共有コントロールを含む目標対象を目標インタラクションインタフェースに表示するように構成される第 1 の表示手段と、目標対象に対する第 1 のトリガ操作が検出されると、目標動画と、目標動画から生成される可視化素材とを含み、目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示するように構成される第 2 の表示手段と、を含む動画共有装置を提供する。

【0007】

第 3 の側面によれば、本開示は、プロセッサと、実行可能命令を記憶するためのメモリと、を含み、プロセッサは、メモリから実行可能命令を読み出し、実行可能命令を実行して第 1 の側面に記載の動画共有方法を実現させるためのものである、電子機器を提供する。

【0008】

第 4 の側面によれば、本開示は、プロセッサによって実行されると、プロセッサに第 1 の側面に記載の動画共有方法を実現させるコンピュータプログラムが記憶されたコンピュータ可読記憶媒体を提供する。

【0009】

第 5 の側面によれば、本開示は、プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに上記いずれかの実施例における動画共有方法を実行させる命令を含むコンピュータプログラムを提供する。

【0010】

第 6 の側面によれば、本開示は、プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに上記いずれかの実施例における動画共有方法を実行させる命令を含むコンピュータプログラム製品を提供する。

10

20

30

40

50

【図面の簡単な説明】**【0011】**

本開示の各実施例の上記及び他の特徴、利点、並びに態様は、添付図面を結び付けながら、以下の発明を実施するための形態を参照することでより明らかとなる。全ての添付図面において、同一又は類似する要素を同一又は類似する符号で示している。添付図面は概略的なものであり、原本及び要素は必ずしも比例して描かれていないことを理解されたい。

【0012】

【図1】本開示の実施例による動画共有方法の流れを示す概略図である。

【図2】本開示の実施例による動画共有をトリガするインタラクションを示す概略図である。

10

【図3】本開示の実施例による別の動画共有をトリガするインタラクションを示す概略図である。

【図4】本開示の実施例による情報展示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【図5】本開示の実施例による別の情報展示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【図6】本開示の実施例による動画展示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【図7】本開示の実施例による別の動画展示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

20

【図8】本開示の実施例による動画プレビューインタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【図9】本開示の実施例による別の動画プレビューインタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【図10】本開示の実施例によるさらに別の動画プレビューインタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【図11】本開示の実施例による動画の切り取りのインタラクションを示す概略図である。

【図12】本開示の実施例による素材修正のインタラクションを示す概略図である。

【図13】本開示の実施例による別の素材修正のインタラクションを示す概略図である。

【図14】本開示の実施例による別の動画共有方法の流れを示す概略図である。

30

【図15】本開示の実施例による動画共有装置の構成概略図である。

【図16】本開示の実施例による電子機器の構成概略図である。

【発明を実施するための形態】**【0013】**

以下は、添付図面を参照しながら、本開示の実施例をより詳細に記述する。添付図面においては本開示のいくつかの実施例が示されたが、本開示を各種の形態で実現することができ、ここで記述された実施例に限定されると解釈されるべきではないことを理解されたい。逆に、これらの実施例は、本開示をより徹底的且つ完全に理解するために提供される。本開示の添付図面及び実施例は、例示的なものに過ぎず、本開示の保護範囲を制限するものではないことを理解されたい。

40

【0014】

本開示の方法の実施形態に記載された各ステップは、異なる順序で実行されてもよく、且つ/又は並行して実行されてもよいことを理解されたい。さらに、方法の実施形態は、追加のステップを含んでもよく、且つ/又は示されたステップの実行を省略してもよい。本開示の範囲はこの点において制限されない。

【0015】

本明細書で使用される「含む」という用語及びその変形は、開放式包括であり、即ち、「を含むが、それらに限らない」を意味する。「基づいて」という用語は、「少なくとも部分的に基づいて」を意味する。「一実施例」という用語は、「少なくとも1つの実施例」を意味し、「別の実施例」という用語は、「少なくとも1つの別の実施例」を意味し、

50

「いくつかの実施例」という用語は、「少なくともいくつかの実施例」を意味する。他の用語の関連定義は、以下の記述において与えられる。

【0016】

なお、本開示で記載された「第1の」、「第2の」などの概念は、単に異なる装置、モジュール、又はユニットを区別するためのものであり、これらの装置、モジュール、又はユニットによって実行される機能の順序又は相互依存関係を限定するためのものではない。

【0017】

なお、本開示で記載された「1つ」、「複数」の修飾は、概略的なものであり、制限性のあるものではない。特別な説明がない限り、「1つ又は複数」と理解されるべきであることが当業者に自明である。

【0018】

本開示の実施形態における複数の装置間でやりとりされるメッセージ又は情報の名称は、説明的なものに過ぎず、これらメッセージ又は情報の範囲を制限するものではない。

【0019】

現在では、ユーザが動画プラットフォームで興味のある動画コンテンツを見ると、該動画コンテンツに対する共有を実現するために、一般的には該動画コンテンツを直接転送する。

【0020】

しかし、該動画コンテンツの転送を実現するために、ユーザは、一連の複雑な操作によって深い入り口を探し出し、その入り口を介して該動画コンテンツをホームに投稿し、又はダイレクトメッセージで友達に転送することのみができ、該動画コンテンツの迅速な共有を実現することはできない。また、視聴者は、動画コンテンツを視る際に、ユーザが共有した動画コンテンツであるか、それともユーザが投稿した動画コンテンツであるかを認識できず、動画共有の認識度が低下してしまう。それに、視聴者は、該動画コンテンツ内で共有者とインタラクションを行うこともできない。

【0021】

上記の問題を解決するために、本開示の実施例は、ユーザが興味を持った動画コンテンツを共有するためのより認識度の高い複合動画をインテリジェントに生成すると共に、動画作成の障壁を下げることでできる動画共有方法、装置、機器及び媒体を提供する。

【0022】

以下、まず、図1～14と併せて、本開示の実施例による動画共有方法を説明する。

【0023】

本開示の実施例では、該動画共有方法は、電子機器によって実行されてもよい。ここで、電子機器は、例えば、携帯電話、ノートパソコン、デジタル放送受信機、PDA（パーソナルデジタルアシスタント）、PAD（タブレット）、PMP（可搬式マルチメディア再生機）、車載端末（例えば、車載ナビゲーション端末）、ウェアラブルデバイスなどの携帯端末、及び例えばデジタルTV、デスクトップコンピュータ、スマートホームデバイスなどの固定端末を含み得るが、それらに限らない。

【0024】

図1は、本開示の実施例による動画共有方法の流れを示す概略図である。

【0025】

図1に示すように、この動画共有方法は以下のようなステップを含んでもよい。

【0026】

S110：共有される、目標動画及び/又は目標動画の共有コントロールを含む目標対象を目標インタラクションインタフェースに表示する。

【0027】

本開示の実施例では、目標インタラクションインタフェースは、ユーザと電子機器との間で情報交換を行うインタフェースであってもよい。目標インタラクションインタフェースは、ユーザに情報を提供し、例えば、目標対象を表示してもよく、また、ユーザが入力した情報又は操作を受け付け、例えば、ユーザによる目標対象に対する操作を受け付けて

10

20

30

40

50

もよい。

【0028】

いくつかの実施例では、目標対象は、共有される目標動画を含んでもよい。ここで、目標動画は、過去投稿動画であってもよい。

【0029】

いくつかの実施例では、目標動画は、ユーザがサーバを介して他のユーザに配信した公開動画、又はユーザが投稿したサーバに保存されているプライベート動画であってもよい。また、目標動画は、ユーザが視聴する他のユーザがサーバを介して配信した公開動画であってもよい。

【0030】

別のいくつかの実施例では、目標対象は、目標動画の共有コントロールを含んでもよい。

【0031】

ここで、目標動画の共有コントロールは、目標動画の共有をトリガするためのコントロールであってもよい。例えば、コントロールは、ボタン、アイコンなどユーザによってトリガできる対象であってもよい。

【0032】

S 1 2 0 : 目標対象に対する第 1 のトリガ操作が検出されると、目標動画と、目標動画から生成される可視化素材とを含み、目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示する。

【0033】

本開示の実施例では、ユーザが興味を持った目標動画を共有したいとき、電子機器に目標対象に対する第 1 のトリガ操作を入力してもよい。ここで、第 1 のトリガ操作は、目標動画の共有をトリガするための操作であってもよい。電子機器は、目標対象に対する第 1 のトリガ操作を検出すると、目標動画と可視化素材とを含み得る複合動画を含むプリセット再生インタフェースを表示してもよい。複合動画は、目標動画の動画コンテンツを展示できるため、該複合動画は、目標動画を共有するために用いられることができる。即ち、ユーザは、該複合動画を共有することで、目標動画の共有を実現することができる。

【0034】

本開示の実施例では、目標動画の動画画面は、予め設定された表示サイズと予め設定された表示角度で、複合動画における予め設定された表示位置に表示されてもよい。

【0035】

本開示の実施例では、目標動画から複合動画における可視化素材を生成する。ここで、可視化素材は、複合動画における観察できる動画エレメントである。

【0036】

いくつかの実施例では、可視化素材は、目標動画から生成された画像及び/又はテキストを含む。

【0037】

いくつかの実施例では、可視化素材は、目標動画の関連コンテンツから生成された画像及び/又はテキストを含んでもよい。

【0038】

いくつかの実施例では、動画共有方法は S 1 3 0 をさらに含む。 S 1 3 0 : 複合動画に対する第 2 のトリガ操作が検出されると、第 2 のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行う。

【0039】

本開示の実施例では、ユーザが複合動画に対する動画編集を行いたい場合、電子機器に複合動画に対する第 2 のトリガ操作を入力してもよい。ここで、第 2 のトリガ操作は、複合動画に対する編集をトリガするための操作であってもよい。複合動画に対する第 2 のトリガ操作が検出されると、電子機器は、第 2 のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行ってもよい。

【0040】

10

20

30

40

50

いくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、後で詳細に説明するように、複合動画の動画画面、複合動画のバックグラウンド音楽、可視化素材のうちの少なくとも1つを編集することをトリガするために用いられてもよい。

【0041】

本開示の実施例では、ユーザが目標動画に対する動画共有をトリガすると、直接的にプリセット再生インタフェースを表示することができる。該プリセット再生インタフェースには、目標動画から自動的に生成された、目標動画と可視化素材とを含む複合動画が表示されてもよい。該複合動画を利用して該目標動画を共有することで、複合動画と目標動画との表現形態に比較的大きい差を持たせることができる。これにより、視聴者は、動画の表現形態によってオリジナル動画と共有動画とを区別することができ、動画共有の認識度を向上させた。さらに、ユーザは、プリセット再生インタフェースに目標動画に対して第2のトリガ操作に対応する編集方式に従う動画編集処理を行うことができ、共有するコンテンツを多彩にし、ユーザのパーソナライズニーズを満たし、動画作成の障壁を下げるることができる。

10

【0042】

本開示の別の実施形態では、ユーザが目標動画を共有する利便性を向上させるために、目標動画を共有する複数のトリガ方式をユーザに提供してもよい。

【0043】

本開示のいくつかの実施例では、目標インタラクションインタフェースは、目標動画の動画再生インタフェースを含んでもよく、目標対象は、目標動画と目標動画の共有コントロールとを含んでもよい。

20

【0044】

ここで、動画再生インタフェースは、目標動画を再生するためのインタフェースであってもよい。いくつかの実施例では、目標動画の動画再生インタフェースに目標対象が表示されてもよい。このとき、目標対象は、目標動画と目標動画の共有コントロールとを含んでもよい。例えば、目標動画の共有コントロールは、目標動画に対する共有ボタン又は目標動画に対する共有アイコンであってもよい。

【0045】

これらの実施例のうち、いくつかの実施例では、第1のトリガ操作は、目標動画の共有コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

30

【0046】

本開示の実施例による技術案は、関連技術と比較して以下の利点を有する。

【0047】

本開示による動画共有方法、装置、機器及び媒体によれば、ユーザが目標動画に対する動画共有をトリガすると、直接的にプリセット再生インタフェースを表示してもよい。該プリセット再生インタフェースには、目標動画から自動的に生成された、目標動画と可視化素材とを含む複合動画が表示されてもよい。該複合動画を利用して該目標動画を共有することで、複合動画と目標動画との表現形態に比較的大きい差を持たせることができる。これにより、視聴者は、動画の表現形態によってオリジナル動画と共有動画とを区別することができ、動画共有の認識度を向上させた。さらに、ユーザは、プリセット再生インタフェースに目標動画に対して第2のトリガ操作に対応する編集方式に従う動画編集処理を行うことができ、共有するコンテンツを多彩にし、ユーザのパーソナライズニーズを満たし、動画作成の障壁を下げるることができる。

40

【0048】

図2は、本開示の実施例による動画共有をトリガするインタラクションを示す概略図である。

【0049】

図2に示すように、電子機器201には、目標動画を再生するための動画再生インタフェース202が表示されている。動画再生インタフェース202には、「動画共有」ボタ

50

ン 2 0 3 がさらに表示されており、「動画共有」ボタン 2 0 3 は、目標動画の共有コントロールである。ユーザは、動画再生インタフェース 2 0 2 に「動画共有」ボタン 2 0 3 をタップすることにより、目標動画の共有を実現することができる。このとき、電子機器 2 0 1 は、目標動画を含む複合動画を自動的に生成することができる。

【 0 0 5 0 】

これにより、電子機器は、目標動画の動画再生インタフェースに、目標動画を素早く共有するためのコントロールを目立つように表示することができ、ユーザが目標動画を共有する利便性を向上させた。

【 0 0 5 1 】

本開示の別のいくつかの実施例では、目標インタラクションインタフェースは、目標動画の動画再生インタフェースを含んでもよく、目標対象は、目標動画を含んでもよい。

10

【 0 0 5 2 】

ここで、動画再生インタフェースは、目標動画を再生するためのインタフェースであってもよい。いくつかの実施例では、目標動画の動画再生インタフェースに目標対象が表示されてもよい。このとき、目標対象は、目標動画を含んでもよい。

【 0 0 5 3 】

これらの実施例では、第 1 のトリガ操作は、目標動画に対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作など、表示機能ポップアップウィンドウをポップアップで表示させることをトリガするための機能ポップアップウィンドウトリガ操作と、機能ポップアップウィンドウ内の共有ボタンに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作など、目標動画の共有をトリガするための共有トリガ操作とを含んでもよい。即ち、ユーザは、まず、動画再生インタフェースに機能ポップアップウィンドウの表示をトリガし、その後、機能ポップアップウィンドウにおける共有ボタンに基づいて目標動画の共有をトリガする必要がある。

20

【 0 0 5 4 】

図 3 は、本開示の実施例による別の動画共有をトリガするインタラクションを示す概略図である。

【 0 0 5 5 】

図 3 に示すように、電子機器 3 0 1 には、目標動画を再生するための動画再生インタフェース 3 0 2 が表示されている。ユーザは、目標動画を共有したい場合には、目標動画を長押ししてもよい。このとき、電子機器 3 0 1 には、機能ポップアップウィンドウ 3 0 3 が表示されてもよく、機能ポップアップウィンドウ 3 0 3 に「共有」ボタンが表示されてもよい。ユーザは、「共有」ボタンをタップすることにより、目標動画の共有を実現することができる。このとき、電子機器 3 0 1 は、目標動画を含む複合動画を自動的に生成することができる。

30

【 0 0 5 6 】

これにより、目標動画を素早く共有するための便利な操作をユーザに提供し、ユーザが目標動画を共有する利便性を向上させた。

【 0 0 5 7 】

本開示のさらに別のいくつかの実施例では、目標インタラクションインタフェースは、情報展示インタフェースを含んでもよく、目標対象は、目標動画の共有コントロールを含んでもよい。

40

【 0 0 5 8 】

ここで、情報展示インタフェースは、展示情報を表示するためのインタフェースであってもよい。

【 0 0 5 9 】

いくつかの実施例では、S 1 1 0 は、情報展示インタフェースに提示情報と共有コントロールとを表示することを含んでもよい。

【 0 0 6 0 】

50

ここで、提示情報は、過去投稿動画に目標動画が存在することを提示するために用いられてもよい。

【0061】

いくつかの実施例では、提示情報は、インタラクショナルメッセージとブロードキャストメッセージのうちの少なくとも1つを含んでもよい。

【0062】

いくつかの実施例では、提示情報がインタラクショナルメッセージである場合、情報展示インタフェースは、インタラクショナルメッセージ展示インタフェースであってもよい。インタラクショナルメッセージ展示インタフェースは、ユーザが受信したインタラクショナルメッセージを展示するためのインタフェースであってもよい。

10

【0063】

いくつかの実施例では、インタラクショナルメッセージ展示インタフェースに過去投稿動画に目標動画が存在することを提示するためのインタラクショナルメッセージが表示されてもよく、且つ該インタラクショナルメッセージの提示枠に目標対象が表示されている。このとき、目標対象は、目標動画の共有コントロールを含んでもよい。例えば、目標動画の共有コントロールは、目標動画に対する共有ボタン又は目標動画に対する共有アイコンであってもよい。

【0064】

これらの実施例では、第1のトリガ操作は、目標動画の共有コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

20

【0065】

図4は、本開示の実施例による情報展示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【0066】

図4に示すように、電子機器401には、ユーザのインタラクショナルメッセージ展示インタフェース402が表示されている。インタラクショナルメッセージ展示インタフェース402には、「過ぎ去った年の今日」インタラクショナルメッセージ403が表示されている。該「過ぎ去った年の今日」インタラクショナルメッセージ403は、2年前の同一時間に投稿した目標動画を共有することをユーザに提示するためのものである。また、「過ぎ去った年の今日」インタラクショナルメッセージ403の提示枠には、「思い出共有」ボタン404がさらに表示されている。「思い出共有」ボタン404は、目標動画の共有コントロールである。ユーザは、インタラクショナルメッセージ展示インタフェース402に「思い出共有」ボタン404をタップすることにより、目標動画の共有を実現することができる。このとき、電子機器401は、目標動画を含む複合動画を自動的に生成することができる。

30

【0067】

これにより、電子機器は、インタラクショナルメッセージ展示インタフェースに、目標動画を素早く共有するためのコントロールを目立つように表示することができ、ユーザが目標動画を共有する利便性を向上させた。

40

【0068】

別のいくつかの実施例では、提示情報がブロードキャストメッセージである場合、情報展示インタフェースは、任意の動画の動画再生インタフェースであってもよい。動画再生インタフェースは、動画を再生するためのインタフェースであってもよい。

【0069】

いくつかの実施例では、任意の動画の動画再生インタフェースにブロードキャストの形態で過去投稿動画に目標動画が存在することを提示するためのブロードキャストメッセージが表示されてもよく、且つ該ブロードキャストメッセージの提示枠に目標対象が表示されている。このとき、目標対象は、目標動画の共有コントロールを含んでもよい。例えば、目標動画の共有コントロールは、目標動画に対する共有ボタン又は目標動画に対する共

50

有アイコンであってもよい。

【0070】

これらの実施例では、第1のトリガ操作は、目標動画の共有コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

【0071】

これにより、電子機器は、動画再生インタフェースに、目標動画を素早く共有するためのコントロールを目立つように表示することができ、ユーザが目標動画を共有する利便性を向上させた。

【0072】

本開示のさらに別のいくつかの実施例では、目標インタラクションインタフェースは、目標動画の動画展示インタフェースを含んでもよい。目標対象は、目標動画の共有コントロールを含んでもよい。

10

【0073】

いくつかの実施例では、目標動画の数が1つである場合、動画展示インタフェースは、目標動画の動画再生インタフェースであってもよい。ここで、動画再生インタフェースは、目標動画を再生するためのインタフェースであってもよい。いくつかの実施例では、目標動画の動画再生インタフェースに目標動画と目標対象が表示されてもよい。このとき、目標対象は、目標動画の共有コントロールを含んでもよい。

【0074】

これらの実施例では、第1のトリガ操作は、目標動画の共有コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

20

【0075】

別のいくつかの実施例では、目標動画の数が2つ以上である場合、動画展示インタフェースは、動画プレビューインタフェースであってもよい。ここで、動画プレビューインタフェースは、各目標動画をリスト表示又はアイコン表示するためのインタフェースであってもよい。いくつかの実施例では、動画展示インタフェースに目標対象が表示されてもよい。このとき、目標対象は、目標動画の共有コントロールを含んでもよい。

【0076】

これらの実施例では、第1のトリガ操作は、目標動画の共有コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

30

【0077】

本開示の実施例では、S110の前に、該動画共有方法は、提示情報を表示することをさらに含んでもよい。

【0078】

それに応じて、S110は、提示情報に対する第3のトリガ操作が検出されると、動画展示インタフェースに目標動画の共有コントロールを表示することを含んでもよい。

【0079】

ここで、提示情報は、過去投稿動画に目標動画が存在することを提示するためのものである。

40

【0080】

本開示の実施例では、第3のトリガ操作は、動画展示インタフェースにアクセスすることをトリガするための操作であってもよい。

【0081】

いくつかの実施例では、第3のトリガ操作は、提示情報に対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

【0082】

50

いくつかの実施例では、提示情報は、インタラクシオンメッセージとブロードキャストメッセージのうちの少なくとも1つを含む。

【0083】

いくつかの実施例では、提示情報がインタラクシオンメッセージである場合、電子機器は、インタラクシオンメッセージ表示インタフェースに、ユーザが受信したインタラクシオンメッセージを表示してもよい。

【0084】

図5は、本開示の実施例による別の情報表示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【0085】

図5に示すように、電子機器501には、ユーザのインタラクシオンメッセージ表示インタフェース502が表示されている。インタラクシオンメッセージ表示インタフェース502には、「過ぎ去った年の今日」インタラクシオンメッセージ503が表示されている。該「過ぎ去った年の今日」インタラクシオンメッセージ503は、2年前の同一時間に投稿した目標動画を共有することをユーザに提示するためのものである。ユーザは、インタラクシオンメッセージ表示インタフェース502に「過ぎ去った年の今日」インタラクシオンメッセージ503をタップして、電子機器501に図6又は図7に示す動画表示インタフェースを表示することができる。

【0086】

図6は、本開示の実施例による動画表示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【0087】

図6に示すように、電子機器601には、目標動画を再生するための動画再生インタフェース602が表示されている。動画再生インタフェース602には、「思い出共有」ボタン603がさらに表示されており、「思い出共有」ボタン603は、目標動画の共有コントロールである。ユーザは、動画再生インタフェース602に「思い出共有」ボタン603をタップすることにより、目標動画の共有を実現することができる。このとき、電子機器601は、動画再生インタフェース602に再生される目標動画を含む複合動画を自動的に生成することができる。別のいくつかの実施例では、ユーザは、履歴作品リストを通じて図6に示す動画再生インタフェースにアクセスし、目標動画の共有を行ってもよい。

【0088】

図7は、本開示の実施例による別の動画表示インタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【0089】

図7に示すように、電子機器701には、アイコンの形態で2つの目標動画を展示するための動画プレビューインタフェース702が表示されている。動画プレビューインタフェース702には、「思い出共有」ボタン703がさらに表示されている。「思い出共有」ボタン703は、目標動画の共有コントロールである。ユーザは、動画プレビューインタフェース702に「思い出共有」ボタン703をタップすることにより、動画プレビューインタフェース702に展示される2つの目標動画の共有を実現することができる。このとき、電子機器701は、動画再生インタフェース702に展示される2つの目標動画を含む複合動画を自動的に生成することができる。

【0090】

いくつかの実施例では、ユーザは、2つの目標動画から任意の動画を選択して共有してもよい。例えば、ユーザがそのうちの1つの目標動画をタップして選択した後、「思い出共有」ボタン703をタップすると、選択された目標動画を共有し、電子機器701に選択された目標動画を含む複合動画を自動的に生成させることができる。

【0091】

別のいくつかの実施例では、提示情報がブロードキャストメッセージである場合、電子機器は、任意の動画の動画再生インタフェースに、ユーザが受信したブロードキャストメ

10

20

30

40

50

ッセージを表示してもよい。ここではこれ以上説明しない。

【0092】

本開示のさらに別の実施形態では、目標動画の数が異なると、目標動画に対する複合動画の展示方式が異なる。

【0093】

本開示のいくつかの実施例では、複合動画に1つの目標動画が展示されてもよい。このとき、複合動画は、ピクチャインピクチャの形態で1つの目標動画を展示することができる。

【0094】

図8は、本開示の実施例による動画プレビューインタフェースのインタフェースを示す概略図である。

10

【0095】

図8に示すように、電子機器801には、プリセット再生インタフェースが表示されており、プリセット再生インタフェースに、1つの目標動画802に基づいて自動的に生成された複合動画803が表示されてもよい。目標動画802は、複合動画803にピクチャインピクチャの形態で展示される。

【0096】

本開示の別のいくつかの実施例では、複合動画に複数の目標動画が展示されてもよい。

【0097】

いくつかの実施例では、目標動画の数が2つ及び2つ以上である場合、目標インタラクティブインタフェースは、動画プレビューインタフェースであってもよい。ここで、動画プレビューインタフェースは、各目標動画をリスト表示又はアイコン表示するためのインタフェースであってもよい。このとき、目標対象は、複数の目標動画と目標動画の共有コントロールとを含んでもよい。

20

【0098】

これらの実施例のうち、いくつかの実施例では、第1のトリガ操作は、目標動画の共有コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

【0099】

いくつかの実施例では、複合動画は、ピクチャインピクチャの形態で複数の目標動画を同時に展示してもよい。即ち、複数の目標動画は、複合動画の動画画面に分布してもよい。

30

【0100】

図9は、本開示の実施例による別の動画プレビューインタフェースのインタフェースを示す概略図である。

【0101】

図9に示すように、電子機器901には、プリセット再生インタフェースが表示され、プリセット再生インタフェースには、2つの目標動画902に基づいて自動的に生成された複合動画903が表示されてもよい。2つの目標動画902は、同時に、複合動画903にピクチャインピクチャの形態で展示され得る。

【0102】

別のいくつかの実施例では、複合動画は、複数の目標動画を順次展示してもよい。即ち、複数の目標動画は、複合動画に順次表示され得る。この時、プリセット再生インタフェースは、図8に示すようであってもよい。

40

【0103】

本開示のさらに別の実施形態では、可視化素材は、目標動画の関連コンテンツから生成された画像及び/又はテキストを含んでもよい。

【0104】

これらの実施例では、電子機器は、目標対象に対する第1のトリガ操作を検出した後、プリセット再生インタフェースを表示する前に、目標動画に基づいて可視化素材を生成し、目標動画と可視化素材に基づいて、プリセット再生インタフェースに表示される複合動

50

画を生成してもよい。

【0105】

本開示のいくつかの実施例では、可視化素材は、第1の可視化素材を含んでもよく、関連コンテンツは、目標動画の関連画像を含んでもよい。ここで、目標動画の関連画像は、目標動画のジャケット画像とキーフレームのうちの少なくとも1つを含んでもよい。

【0106】

本開示の実施例では、第1の可視化素材は、複合動画の第1の画面領域に表示されてもよい。

【0107】

いくつかの実施例では、複合動画の第1の画面領域は、目標動画の部分画面領域又は全画面領域であってもよく、ここでは限定しない。

10

【0108】

第1の画面領域が複合動画の全画面領域である場合、第1の可視化素材は、複合動画の全画面領域をオーバーレイする背景画像であってもよい。

【0109】

第1の画面領域が複合動画の部分画面領域である場合、第1の可視化素材は、複合動画の部分画面領域をオーバーレイする背景画像であってもよい。

【0110】

いくつかの実施例では、目標動画は、複合動画の第2の画面領域に表示されてもよい。

【0111】

いくつかの実施例では、複合動画の第2の画面領域は、複合動画の部分画面領域又は全画面領域であってもよく、ここでは限定しない。

20

【0112】

第2の画面領域が複合動画の全画面領域である場合、目標動画は、複合動画の全画面領域をオーバーレイしてもよい。

【0113】

第2の画面領域が複合動画の部分画面領域である場合、目標動画は、複合動画の部分画面領域をオーバーレイしてもよい。

【0114】

いくつかの実施例では、少なくとも一部の第2の画面領域は、第1の画面領域に含まれてもよい。それにより、目標動画の第1の画面領域に表示される部分が第1の可視化素材上にオーバーレイし、つまり、少なくとも一部の目標動画が複合動画の背景画像上にオーバーレイし得るようにする。

30

【0115】

いくつかの実施例では、第1の画面領域が複合動画の全画面領域である場合、目標動画は、複合動画の背景画像に対してピクチャインピクチャ効果を形成することができる。それにより、共有に用いられる複合動画と、共有される目標動画とに差別化特徴を持たせ、動画共有の認識度を向上させる。

【0116】

本開示の実施例では、第1の可視化素材は、目標動画の関連画像の色特徴から生成された背景画像を含んでもよい。

40

【0117】

例えば、電子機器は、目標対象に対する第1のトリガ操作を検出すると、まず、目標動画の関連画像から、出現する画素が最も多い色又は出現する画素数が予め設定された数閾値を超える色を抽出し、次に、抽出された色のうち、予め設定された色域に入る色を選択し、且つ選択された色に従って背景素材に対応する純色又はグラデーション色の背景画像を生成し、更に、背景素材に基づいて複合動画を生成してもよい。

【0118】

なお、予め設定された数閾値と予め設定された色域は、ユーザの必要に応じて設定されてもよく、ここでは限定しない。

50

【 0 1 1 9 】

いくつかの実施例では、電子機器は、目標動画の関連画像における本体の色、色輝度、色明度及び色彩度に基づいて、背景画像を生成するための色を選択し、選択した色に基づいて背景画像を生成し、さらに背景素材に基づいて複合動画を生成してもよい。

【 0 1 2 0 】

これにより、本開示の実施例では、複合動画の背景画像と目標動画の動画画面との色の協調性を向上させることができ、さらに複合動画の見映えを向上させることができる。

【 0 1 2 1 】

本開示の別のいくつかの実施例では、可視化素材は、第2の可視化素材を含んでもよく、目標動画の関連コンテンツは、目標動画の関連情報を含んでもよい。ここで、第2の可視化素材は、目標動画の関連情報を含んでもよい。

10

【 0 1 2 2 】

いくつかの実施例では、関連情報は、目標動画の投稿時間、目標動画の投稿者名、及び目標動画のコメント情報のうちの少なくとも1つを含んでもよい。

【 0 1 2 3 】

これらの実施例では、第2の可視化素材は、テキストを含んでもよい。例えば、第2の可視化素材は、ステッカー形態で表示される目標動画の投稿時間、目標動画の投稿者名、及び目標動画のコメント情報のうちの少なくとも1つを含んでもよい。

【 0 1 2 4 】

例えば、電子機器は、目標対象に対する第1のトリガ操作を検出すると、直接、目標動画の投稿時間、目標動画の投稿者名、及び目標動画のコメント情報のうちの少なくとも1つのテキストを取得し、取得したテキストに基づいて、第2の可視化素材に対応するステッカーを生成し、さらに第2の可視化素材に基づいて複合動画を生成してもよい。

20

【 0 1 2 5 】

本開示の実施例では、目標動画が、複合動画を生成することをトリガするユーザが投稿した過去投稿動画である場合に、電子機器は、目標対象に対する第1のトリガ操作を検出すると、目標動画の投稿時間を取得し、取得した投稿時間に基づいて、第2の可視化素材に対応するステッカーを生成し、さらに、第2の可視化素材に基づいて複合動画を生成してもよい。

【 0 1 2 6 】

図8を引き続き参照すると、プリセット再生インターフェースには時間ステッカー804がさらに表示されてもよい。時間ステッカー804は、目標動画802の投稿時間「2013.06.01」を展示するために用いられてもよい。

30

【 0 1 2 7 】

本開示の実施例では、目標動画のコメント情報は、複合動画を生成するユーザの目標動画に対するコメント内容であってもよいし、必要に応じて予め設定された一般的なコメント内容であってもよく、ここでは限定しない。

【 0 1 2 8 】

いくつかの実施例では、目標動画のコメント情報が、複合動画を生成するユーザの目標動画に対するコメント内容である場合、電子機器は、目標対象に対する第1のトリガ操作を検出すると、目標ユーザの目標動画に対するコメント内容を読み出して、目標動画のコメント情報を取得してもよい。

40

【 0 1 2 9 】

図10は、本開示の実施例によるさらに別の動画プレビューインターフェースのインターフェースを示す概略図である。

【 0 1 3 0 】

図10に示すように、電子機器1001には、プリセット再生インターフェースが表示されており、プリセット再生インターフェースには、1つの目標動画1002に基づいて自動的に生成された複合動画1003が表示されてもよい。目標動画1002は、複合動画1003にピクチャインピクチャの形態で展示される。また、複合動画1003には、コメ

50

ントステッカー 1004 がさらに表示されてもよい。コメントステッカー 1004 は、目標ユーザの目標動画 1002 に対するコメント内容「わあ！このボールを蹴る人は格好いい！」を展示するために用いられてもよい。

【0131】

別のいくつかの実施例では、目標動画のコメント情報が、一般的なコメント内容である場合、電子機器は、目標対象に対する第1のトリガ操作を検出すると、直接的に一般的なコメント内容を取得して、目標動画のコメント情報を取得してもよい。

【0132】

図8を引き続き参照すると、目標動画802は、ユーザが数年前の同一時間に投稿した動画である場合、プリセット再生インタフェースに、コメントステッカーがさらに表示されてもよい。コメントステッカーは、一般的なコメント内容「過ぎ去った年の今日」を展示するために用いられてもよい。

10

【0133】

いくつかの実施例では、関連情報は、目標動画の投稿者アバターを含んでもよい。

【0134】

それに応じて、第2の可視化素材は、画像をさらに含んでもよい。例えば、第2の可視化素材は、ステッカー形態で表示される投稿者アバターを含んでもよい。

【0135】

例えば、電子機器は、目標対象に対する第1のトリガ操作を検出すると、目標動画の投稿者アバターを取得し、投稿者アバターに基づいて、第2の可視化素材に対応するステッカーを生成し、さらに第2の可視化素材に基づいて複合動画を生成してもよい。

20

【0136】

図10を引き続き参照すると、プリセット再生インタフェースにはアバターステッカー1005がさらに表示されてもよい。アバターステッカー1005は、目標動画1002の投稿者アバターを展示するために用いられてもよい。

【0137】

本開示のさらに別の実施形態では、動画の作成の障壁をさらに下げるために、ユーザにより簡単で便利な動画編集機能を提供することもできる。電子機器は、ユーザによる複合動画に対する第2のトリガ操作を受け付け、且つ、複合動画に対する第2のトリガ操作を検出すると、第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うことができる。

30

【0138】

本開示のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、目標動画に対する属性調整操作を含んでもよい。それにより、複合動画の動画画面に対する編集を実現する。

【0139】

それに応じて、第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うことは、属性調整操作に対応する属性調整方式に従って、目標動画に対する属性調整を行うことを含んでもよい。

【0140】

ここで、目標動画の属性は、目標動画の動画画面の表示位置、動画画面の表示サイズ、動画画面の表示角度を含んでもよい。

40

【0141】

それに応じて、属性調整方式は、以下の少なくとも1つを含んでもよい。

【0142】

一、目標動画の動画画面の表示位置を調整する。

【0143】

例えば、ユーザは、目標動画の動画画面をドラッグすることにより、目標動画の動画画面の表示位置をユーザのドラッグ操作に追従して変化させ、目標動画の動画画面を最終的にユーザがドラッグ操作を停止した位置に表示させることができる。

【0144】

50

二、目標動画の動画画面の表示サイズを調整する。

【0145】

例えば、ユーザは、目標動画の動画画面に対して拡大又は縮小するジェスチャー操作を行うことにより、目標動画の動画画面の表示サイズをジェスチャー操作の操作方式に応じて変化させることができる。

【0146】

三、目標動画の動画画面の表示角度を調整する。

【0147】

ここで、該表示角度とは、目標動画の動画画面の回転角度である。

【0148】

例えば、ユーザは、目標動画の動画画面に対して回転するジェスチャー操作を行うことにより、目標動画の動画画面の表示角度をジェスチャー操作の操作方式に応じて変化させることができる。

【0149】

本開示の別のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、目標動画に対する動画切り取り操作をさらに含んでもよい。それにより、複合動画の動画画面に対する編集を実現する。

【0150】

ここで、動画切り取り操作は、動画切り取りモードに対するトリガ操作、動画セグメントに対する選択操作、選択結果に対する確認操作を含んでもよい。

【0151】

例えば、動画切り取りモードに対するトリガ操作は、動画切り取りモードに入ることをトリガするための動画切り取りコントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。動画セグメントに対する選択操作は、動画セグメントの開始時間及び終了時間を選択するための時間長選択コントロール上での開始時間ノードと終了時間ノードのうちの少なくとも1つに対するジェスチャー制御操作（例えば、ドラッグ、タップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含む。選択結果に対する確認操作は、動画切り取りをトリガするための確認コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

【0152】

それに応じて、第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うことは、複合動画における目標動画を、動画切り取り操作によって切り取られた目標動画セグメントに置き換えることを含んでもよい。

【0153】

図8を引き続き参照すると、プリセット再生インタフェースにはプルダウンボタン811が表示されてもよい。プルダウンボタン811は、現在表示されていない機能ボタン、例えば、動画切り取りボタンを表示するために用いられてもよい。ユーザは、プルダウンボタン811をタップすることにより、電子機器801に、動画切り取りボタンを表示させ、その後、動画切り取りボタンをタップすることにより、電子機器801に図11に示す動画切り取りインタフェースを表示させてもよい。

【0154】

図11は、本開示の実施例による動画の切り取りのインタラクションを示す概略図である。

【0155】

図11に示すように、電子機器1101には、動画切り取りインタフェースが表示されており、動画切り取りインタフェースには、目標動画のプレビューウィンドウ1102、時間長選択パネル1103、確認アイコン1104、キャンセルアイコン1105が表示されている。ユーザは、時間長選択パネル1103上の開始時間ノード1106をドラッグすることにより、動画セグメントの開始時間に対応する動画フレームを選択することが

10

20

30

40

50

できる。ユーザが開始時間ノード 1 1 0 6 をドラッグする中に、プレビューウィンドウ 1 1 0 2 に表示される動画フレームは、開始時間ノード 1 1 0 6 に対応するタイムスタンプと共に変化する。ユーザは、動画切り取りが完了したと確認したら、確認アイコン 1 1 0 4 をタップすることにより、電子機器 1 1 0 1 に、ユーザが選択した動画セグメントを切り取り後の目標動画セグメントとさせ、図 8 に示すプリセット再生インターフェースに表示された複合動画に切り取り後の目標動画セグメントを表示させることができる。ユーザが目標動画を切り取りたくない場合、キャンセルアイコン 1 1 0 5 をタップすることにより、電子機器 1 1 0 1 を、戻して図 8 に示すプリセット再生インターフェースを表示させ、電子機器 1 1 0 1 に、複合動画に動画切り取りインターフェースに入る前の目標動画が表示されることを保持させることができる。

10

【 0 1 5 6 】

本開示のさらに別のいくつかの実施例では、第 2 のトリガ操作は、複合動画に対するバックグラウンド音楽選択操作をさらに含んでもよい。それにより、複合動画のバックグラウンド音楽に対する編集を実現する。

【 0 1 5 7 】

ここで、バックグラウンド音楽選択操作は、目標オーディオに対する選択操作を含んでもよい。

【 0 1 5 8 】

それに応じて、第 2 のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うことは、複合動画のバックグラウンド音楽を、目標動画のバックグラウンド音楽からバックグラウンド音楽選択操作によって選択された目標オーディオに変更することを含んでもよい。

20

【 0 1 5 9 】

図 8 を引き続き参照すると、プリセット再生インターフェースには、バックグラウンド音楽選択コントロール 8 0 9 がさらに表示されてもよい。バックグラウンド音楽選択コントロール 8 0 9 は、現在のバックグラウンド音楽曲名を表示することができる。ユーザは、バックグラウンド音楽選択コントロール 8 0 9 をタップして、電子機器 8 0 1 にバックグラウンド音楽選択パネルを表示させることができる。ユーザは、バックグラウンド音楽選択パネルに好みの目標オーディオをタップして、電子機器 8 0 1 に、複合動画のバックグラウンド音楽を目標オーディオと置き換えさせ、バックグラウンド音楽選択コントロール 8 0 9 に目標オーディオに対応するバックグラウンド音楽曲名を表示させることができる。

30

【 0 1 6 0 】

本開示のさらに別のいくつかの実施例では、第 2 のトリガ操作は、可視化素材のうちの第 1 の目標可視化素材に対する素材置き換え操作をさらに含んでもよい。それにより、可視化素材に対する編集を実現する。

【 0 1 6 1 】

例えば、第 1 の目標可視化素材は、複合動画におけるユーザによって置き換えられる任意の可視化素材であってもよく、ここでは限定しない。

【 0 1 6 2 】

ここで、素材置き換え操作は、置き換えられる画像に対する置き換え操作を含んでもよい。例えば、画像は、背景画像と画像ステッカーを含んでもよい。

40

【 0 1 6 3 】

それに応じて、第 2 のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うことは、素材置き換え操作の対象となる第 1 の目標可視化素材を、素材置き換え操作によって選択された目標素材に置き換えることを含んでもよい。

【 0 1 6 4 】

第 1 の目標可視化素材が背景画像である場合、ユーザは背景画像をタップして、電子機器に背景画像選択パネルを表示させることができる。ユーザは、背景画像選択パネルに好みの目標背景画像をタップして、電子機器が複合動画の背景画像を目標背景画像に置き換えることができる。

50

【0165】

本開示のさらに別のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、可視化素材のうちの第2の目標可視化素材に対する素材修正操作をさらに含んでもよい。それにより、可視化素材に対する編集を実現する。

【0166】

それに応じて、第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うことは、

【0167】

素材修正操作に対応する素材修正方式に従って、素材修正操作の対象となる第2の目標可視化素材に対して素材修正を行うことを含んでもよい。

10

【0168】

例えば、第2の目標可視化素材は、複合動画におけるユーザによって編集される任意の可視化素材であってもよく、ここでは限定しない。

【0169】

ここで、素材修正方式は、以下の少なくとも1つを含んでもよい。

【0170】

一、第2の目標可視化素材の素材内容を修正する。

【0171】

ここで、第2の目標可視化素材の素材内容を修正することは、第2の目標可視化素材、例えば、コメントステッカーにおけるテキストを修正することを含んでもよい。

20

【0172】

ここで、素材修正操作は、修正されるテキストに対する編集操作を含んでもよい。

【0173】

図12は、本開示の実施例による素材修正のインタラクションを示す概略図である。

【0174】

図12に示すように、電子機器1201は、プリセット再生インタフェース1202を表示することができる。プリセット再生インタフェース1202には、コメントステッカー1203が表示されてもよい。ユーザは、コメントステッカー1203をタップして選択状態にすることができる。コメントステッカー1203が選択状態にある場合、ユーザは、コメントステッカー1203における文字を修正して、コメントステッカー1203の表示内容を修正することができる。

30

【0175】

二、第2の目標可視化素材の表示サイズを修正する。

【0176】

例えば、ユーザは、修正したい第2の目標可視化素材に対して拡大又は縮小するジェスチャー操作を行うことにより、該第2の目標可視化素材の表示サイズをジェスチャー操作の操作方式に応じて変化させることができる。

【0177】

三、第2の目標可視化素材の表示位置を修正する。

【0178】

例えば、ユーザは、移動したい第2の目標可視化素材をドラッグすることにより、該第2の目標可視化素材の表示位置をユーザのドラッグ操作に追従して変化させ、該第2の目標可視化素材を最終的にユーザがドラッグ操作を停止した位置に表示させることができる。

40

【0179】

四、第2の目標可視化素材の表示角度を修正する。

【0180】

ここで、該表示角度とは、第2の目標可視化素材の回転角度である。

【0181】

図12を引き続き参照すると、電子機器1201は、プリセット再生インタフェース1202を表示することができる。プリセット再生インタフェース1202には、コメント

50

ステッカー 1203 が表示されてもよい。ユーザは、コメントステッカー 1203 をタップして回転アイコン 1205 を表示させることができる。ユーザは、回転アイコン 1205 をタップすることにより、コメントステッカー 1203 の回転角度を変更することができる。

【0182】

五、第2の目標可視化素材を増加させる。

【0183】

ここで、第2の目標可視化素材を増加させることは、第2の目標可視化素材を新たに追加することを含んでもよい。即ち、第2の目標可視化素材は、ユーザが複合動画に新たに追加した可視化素材であってもよい。例えば、第2の目標可視化素材は、ステッカー形態で表示される画像又はテキストであってもよい。

10

【0184】

ここで、素材修正操作は、第2の可視化素材に対する添加操作を含んでもよい。

【0185】

図8を引き続き参照すると、プリセット再生インタフェースには文字ボタン805とステッカーボタン806がさらに表示されてもよい。ここで、文字ボタン805は、新しいテキストステッカーを追加するために用いられてもよく、ステッカーボタン806は、新しい画像ステッカーを増加させるために用いられてもよい。ユーザは、文字ボタン805をタップすることにより、図13に示すように、複合動画803に新しいテキストステッカーを増加させることができる。ユーザは、文字ボタン805をタップすることにより、電子機器801に画像ステッカー選択パネルを表示させてもよい。ユーザは、画像ステッカー選択パネルに好みの画像ステッカーをタップして、複合動画803に、ユーザがタップした画像ステッカーを増加させることができる。

20

【0186】

図13は、本開示の実施例による別の素材修正のインタラクションを示す概略図である。

【0187】

図13に示すように、電子機器1301は、プリセット再生インタフェース1302を表示することができる。プリセット再生インタフェース1302には、複合動画が表示されてもよい。複合動画は、新しいテキストステッカー1303を有してもよい。ユーザは、該テキストステッカー1303に新たに追加したいテキストを編集することができる。

30

【0188】

六、第2の目標可視化素材を削除する。

【0189】

ここで、第2の目標可視化素材を削除することは、第2の目標可視化素材を削除し、例えば、既存の任意の画像ステッカーやテキストステッカーを削除することを含んでもよい。

【0190】

ここで、素材修正操作は、第2の可視化素材に対する削除操作を含んでもよい。

【0191】

図12を引き続き参照すると、電子機器1201は、プリセット再生インタフェース1202を表示することができる。プリセット再生インタフェース1202には、コメントステッカー1203が表示されてもよい。ユーザは、コメントステッカー1203をタップして削除アイコン1204を表示させることができる。ユーザは、削除アイコン1204をタップすることにより、コメントステッカー1203を削除することができる。

40

【0192】

本開示の実施例において、いくつかの実施例では、ユーザは、複合動画に対して他の動画編集操作を行ってもよい。図8を引き続き参照すると、プリセット再生インタフェースにはエフェクトボタン807とフィルタボタン808がさらに表示されてもよい。ここで、エフェクトボタン807は、複合動画803又は目標動画802にエフェクトを付加するために用いられてもよく、フィルタボタン808は、複合動画803又は目標動画802にフィルタを付加するために用いられてもよい。

50

【0193】

ユーザが複合動画内で他のユーザとインタラクションを行うことができるように、本開示の実施例は、別の動画共有方法をさらに提供する。

【0194】

図14は、本開示の実施例による別の動画共有方法の流れを示す概略図である。

【0195】

図14に示すように、この動画共有方法は以下のようなステップを含んでもよい。

【0196】

S1410：共有される、目標動画及び/又は目標動画の共有コントロールを含む目標対象を目標インタラクションインタフェースに表示する。

10

【0197】

ここで、目標動画は、過去投稿動画である。

【0198】

S1420：目標対象に対する第1のトリガ操作が検出されると、目標動画と、目標動画から生成される可視化素材とを含み、目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示する。

【0199】

S1430：複合動画に対する第2のトリガ操作が検出されると、第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行う。

【0200】

ここで、S1410～S1430は、上記実施例におけるS110～S130と類似しているため、ここではこれ以上説明しない。

20

【0201】

S1440：複合動画に対する第4のトリガ操作が検出されると、複合動画を共有する。

【0202】

本開示の実施例では、ユーザは、複合動画が要する効果を満たすと確認したら、電子機器に第4のトリガ操作を入力してもよい。ここで、第4のトリガ操作は、複合動画の共有をトリガするための操作であってもよい。電子機器は、複合動画に対する第4のトリガ操作を検出すると、複合動画を共有してもよい。

【0203】

本開示のいくつかの実施例では、第4のトリガ操作は、複合動画に対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作を含んでもよい。

30

【0204】

本開示の別のいくつかの実施例では、第4のトリガ操作は、複合動画の共有コントロールに対するジェスチャー制御操作（例えば、タップ、長押し、ダブルタップなど）、音声制御操作又は表情制御操作をさらに含んでもよい。ここで、複合動画の共有コントロールは、複合動画の共有をトリガするためのコントロールであってもよい。例えば、コントロールは、ボタン、アイコンなどユーザによってトリガできる対象であってもよい。

【0205】

本開示の実施例では、複合動画を共有することは、以下の少なくとも1つを含んでもよい。

40

【0206】

一、目標インタラクションインタフェースが属する第1のアプリケーションプログラムに複合動画を投稿する。

【0207】

ここで、第1のアプリケーションプログラムは、任意のタイプのアプリケーションプログラムであってよい。

【0208】

例えば、第1のアプリケーションプログラムは、目標インタラクションインタフェース

50

が属する短動画アプリケーションプログラムであってもよい。複合動画を共有することは、複合動画が短動画アプリケーションプログラムを使用する他のユーザに配信されるか、又はプライベート動画として短動画アプリケーションプログラムのサーバに記憶されるように、目標インタラクティブインタフェースが属する短動画アプリケーションプログラムに複合動画を投稿することであってもよい。

【0209】

図8を引き続き参照すると、プリセット再生インタフェースには、「日常投稿」ボタン810が表示されてもよい。「日常投稿」ボタン810は、複合動画803の共有コントロールである。ユーザは、最終的に編集済みの複合動画803を共有したい場合には、「日常投稿」ボタン810をタップして、複合動画803を日常動画として投稿することができる。

10

【0210】

二、第1のアプリケーションプログラム以外の第2のアプリケーションプログラムに複合動画を投稿する。

【0211】

ここで、第2のアプリケーションプログラムは、目標インタラクティブインタフェースが属する第1のアプリケーションプログラム以外の任意のタイプの他のアプリケーションプログラムであってもよい。

【0212】

例えば、第2のアプリケーションプログラムは、目標インタラクティブインタフェースが属する短動画アプリケーションプログラム以外のソーシャルアプリケーションプログラムであってもよい。複合動画を共有することは、複合動画をソーシャルアプリケーションプログラムのソーシャルプラットフォームに投稿することであってもよい。

20

【0213】

三、少なくとも一人の目標ユーザに複合動画を送信する。

【0214】

ここで、複合動画を共有することは、ユーザと第1のアプリケーションプログラムの少なくとも一人の目標ユーザとのチャットインタフェース、ユーザと第2のアプリケーションプログラムの少なくとも一人の目標ユーザとのチャットインタフェース、又はインスタントメッセージングツールを介して少なくとも一人の目標ユーザの通信アカウントに複合動画を送信することであってもよい。

30

【0215】

これにより、本開示の実施例では、多様な形態で複合動画の共有を実現し得る。それにより、ユーザは、複合動画を正常な作品として投稿して、他人から視聴、インタラクティブなどポジティブなフィードバックを獲得することができる。

【0216】

本開示の別のいくつかの実施例では、S1440の後に、該オーディオ共有方法は、複合動画に対するインタラクティブ情報が受信された場合、インタラクティブ情報から生成され得るインタラクティブ情報表示コントロールを複合動画に重ねて表示することをさらに含んでもよい。

40

【0217】

例えば、複合動画を視聴したユーザは、複合動画の動画再生インタフェースに複合動画に対するインタラクティブ情報を配信することができる。サーバは、複合動画に対するインタラクティブ情報を受信すると、複合動画に対するインタラクティブ情報を、複合動画を投稿したユーザの電子機器に送信して、該電子機器に、インタラクティブ情報に基づいて複合動画のインタラクティブ情報表示コントロールを生成させることができる。このインタラクティブ情報表示コントロールは、複合動画に対するインタラクティブ情報を展示することにより、複合動画を投稿したユーザは、複合動画内で、複合動画を視聴したユーザが複合動画を投稿したユーザとインタラクティブを行うインタラクティブ情報を見ることができる。

50

【0218】

いくつかの実施例では、該インタラクシオン情報展示コントロールは、インタラクシオン情報の情報送信者とインタラクシオンを行うために用いられてもよい。

【0219】

例えば、複合動画を投稿するユーザは、インタラクシオン情報展示コントロールで、興味を持つインタラクシオン情報について、インタラクシオン情報の情報送信者と、例えば、いいね、コメントなどのインタラクシオンを行うことができる。

【0220】

以上のように、本開示の実施例では、簡単で便利な共有ルートを提供し得る。それにより、ユーザは動画コンテンツを素早く共有することができる。同時に、ユーザが共有する複合動画とオリジナル目標動画とに差別化特徴を持たせることができ、共有する動画の認識度を向上させ、かつ複合動画の背景画像は目標動画の動画画面の色特徴に基づいて生成されるので、複合動画の色の協調性を向上させ、さらに複合動画の見栄えを向上させることができる。また、ユーザは、プリセット再生インタフェースに目標動画に対して第2のトリガ操作に対応する編集方式に従う動画編集処理を行うこともできる。これにより、共有するコンテンツを多彩にし、ユーザのパーソナライズニーズを満たし、さらに、動画作成の障壁を下げることができ、ユーザの創作能力が不足しても、共有するコンテンツがユーザが期待する効果を達成するようにすることができる。また、ユーザは、共有される目標動画を複合動画の形態で投稿することができる。これにより、視聴者は、複合動画内でユーザとインタラクシオンを行うことができる。

10

20

【0221】

本開示の実施例は、動画共有装置をさらに提供する。以下は、図15と併せて説明する。

【0222】

本開示の実施例では、該動画共有装置は、電子機器であってもよい。ここで、電子機器は、例えば、携帯電話、ノートパソコン、デジタル放送受信機、PDA、PAD、PMP、車載端末（例えば、車載ナビゲーション端末）、ウェアラブルデバイスなどの携帯端末、及び例えばデジタルTV、デスクトップコンピュータ、スマートホームデバイスなどの固定端末を含み得るが、それらに限らない。

【0223】

図15は、本開示の実施例による動画共有装置を示す構成概略図である。

30

【0224】

図15に示すように、該動画共有装置1500は、第1の表示手段1510、第2の表示手段1520を含んでもよい。

【0225】

いくつかの実施例では、動画共有装置1500は動画編集手段1530をさらに含んでもよい。該第1の表示手段は、共有される、過去投稿動画である目標動画及び/又は目標動画の共有コントロールを含む目標対象を目標インタラクシオンインタフェースに表示するように構成されてもよい。

【0226】

該第2の表示手段1520は、目標対象に対する第1のトリガ操作が検出されると、目標動画と、目標動画から生成される可視化素材とを含み、目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示するように構成されてもよい。

40

【0227】

該動画編集手段1530は、複合動画に対する第2のトリガ操作が検出されると、第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うように構成されてもよい。

【0228】

本開示の実施例では、ユーザが目標動画に対する動画共有をトリガすると、直接的にプリセット再生インタフェースを表示してもよい。該プリセット再生インタフェースには、目標動画から自動的に生成された、目標動画と可視化素材とを含む複合動画が表示されて

50

もよい。該複合動画を利用して該目標動画を共有することで、複合動画と目標動画との表現形態に比較的大きい差を持たせることができる。これにより、視聴者は、動画の表現形態によってオリジナル動画と共有動画を区別することができ、動画共有の認識度を向上させた。さらに、ユーザは、プリセット再生インタフェースに目標動画に対して第2のトリガ操作に対応する編集方式に従う動画編集処理を行うことができ、共有するコンテンツを多彩にし、ユーザのパーソナライズニーズを満たし、さらに動画作成の障壁を下げることができ、ユーザの創作能力が不足しても、共有するコンテンツがユーザの期待する効果を達成するようにすることができる。

【0229】

本開示のいくつかの実施例では、可視化素材は、目標動画から生成された画像及び/又はテキストを含んでもよい。

10

【0230】

本開示のいくつかの実施例では、可視化素材は、第1の可視化素材を含んでもよく、第1の可視化素材は、複合動画の第1の画面領域に表示されてもよく、目標動画は、複合動画の第2の画面領域に表示されてもよく、第2の画面領域の全画面領域又は部分画面領域は、第1の画面領域に含まれてもよく、目標動画の第1の画面領域に表示される部分は、第1の可視化素材上にオーバーレイしてもよい。

【0231】

本開示のいくつかの実施例では、可視化素材は、第2の可視化素材を含んでもよく、第2の可視化素材は、目標動画の関連情報を含んでもよい。

20

【0232】

本開示のいくつかの実施例では、関連情報は、目標動画の投稿時間、目標動画の投稿者名、及び目標動画のコメント情報のうちの少なくとも1つを含んでもよい。

【0233】

本開示のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、複合動画の動画画面、複合動画のバックグラウンド音楽、可視化素材のうちの少なくとも1つを編集することをトリガするために用いられてもよい。

【0234】

本開示のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、目標動画に対する属性調整操作を含んでもよい。

30

【0235】

そのうち、該動画編集手段1530は、第1のサブ編集手段を含んでもよく、第1のサブ編集手段は、属性調整操作に対応する属性調整方式に従って、目標動画に対する属性調整を行うように構成されてもよい。

【0236】

ここで、属性調整方式は、目標動画の動画画面の表示位置の調整、目標動画の動画画面の表示サイズの調整、目標動画の動画画面の表示角度の調整のうちの少なくとも1つを含んでもよい。

【0237】

本開示のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、目標動画に対する動画切り取り操作を含んでもよい。

40

【0238】

そのうち、該動画編集手段1530は、第2のサブ編集手段を含んでもよく、第2のサブ編集手段は、複合動画における目標動画を、動画切り取り操作によって切り取られた目標動画セグメントに置き換えるように構成されてもよい。

【0239】

本開示の別のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、複合動画に対するバックグラウンド音楽選択操作を含んでもよい。

【0240】

そのうち、該動画編集手段1530は、第3のサブ編集手段を含んでもよく、第3のサ

50

ブ編集手段は、複合動画のバックグラウンド音楽を、目標動画のバックグラウンド音楽からバックグラウンド音楽選択操作によって選択された目標オーディオに変更するように構成されてもよい。

【0241】

本開示のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、可視化素材のうちの第1の目標可視化素材に対する素材置き換え操作を含んでもよい。

【0242】

そのうち、該動画編集手段1530は、第4のサブ編集手段を含んでもよく、第4のサブ編集手段は、素材置き換え操作の対象となる第1の目標可視化素材を、素材置き換え操作によって選択された目標素材に置き換えるように構成されてもよい。

10

【0243】

本開示のいくつかの実施例では、第2のトリガ操作は、可視化素材のうちの第2の目標可視化素材に対する素材修正操作を含んでもよい。

【0244】

そのうち、該動画編集手段1530は、第5のサブ編集手段を含んでもよく、第5のサブ編集手段は、素材修正操作に対応する素材修正方式に従って、素材修正操作の対象となる第2の目標可視化素材に対する素材修正を行うように構成されてもよい。

【0245】

ここで、素材修正方式は、第2の目標可視化素材の素材内容の修正、第2の目標可視化素材の表示サイズの修正、第2の目標可視化素材の表示位置の修正、第2の目標可視化素材の表示角度の修正、第2の目標可視化素材の追加又は第2の目標可視化素材の削除のうちの少なくとも1つを含んでもよい。

20

【0246】

本開示のいくつかの実施例では、目標インタラクシオンインタフェースは、情報展示インタフェースを含んでもよく、目標対象は、共有コントロールを含んでもよい。

【0247】

ここで、該第1の表示手段1510は、さらに、情報展示インタフェースに提示情報と共有コントロールを表示するように構成されてもよく、提示情報は、過去投稿動画に目標動画が存在することを提示するためのものである。

【0248】

本開示のいくつかの実施例では、目標インタラクシオンインタフェースは、動画展示インタフェースを含んでもよく、目標対象は、共有コントロールを含んでもよい。

30

【0249】

ここで、該動画共有装置1500は、第3の表示手段をさらに含んでもよい。第3の表示手段は、目標対象を表示する前に、提示情報を表示するように構成されてもよい。提示情報は、過去投稿動画に目標動画が存在することを提示するためのものである。

【0250】

ここで、該第1の表示手段1510は、さらに、提示情報に対する第3のトリガ操作が検出されると、動画展示インタフェースに共有コントロールを表示するように構成されてもよい。

40

【0251】

本開示のいくつかの実施例では、目標インタラクシオンインタフェースは、動画プレビューインタフェースを含んでもよく、目標対象は、複数の目標動画を含んでもよい。

【0252】

ここで、複数の目標動画は、複合動画の動画画面に分布してもよい。又は、複数の目標動画は、複合動画に順次表示されてもよい。

【0253】

本開示のいくつかの実施例では、該動画共有装置1500は、動画共有手段をさらに含んでもよい。該動画共有手段は、プリセット再生インタフェースを表示した後、複合動画に対する第4のトリガ操作を検出すると、複合動画を共有するように構成されてもよい。

50

【0254】

ここで、複合動画を共有することは、目標インタラクティブインタフェースが属する第1のアプリケーションプログラムに複合動画を投稿すること、第1のアプリケーションプログラム以外の第2のアプリケーションプログラムに複合動画を投稿すること、又は少なくとも一人の目標ユーザに複合動画を送信することのうちの少なくとも1つを含んでもよい。

【0255】

なお、図15に示す動画共有装置1500は、図1～図14に示す方法実施例における各ステップを実行し、且つ図1～図14に示す方法実施例における各プロセスと効果を実現することができる、ここではこれ以上説明しない。

【0256】

本開示の実施例は、プロセッサと、実行可能命令を記憶するために使用され得るメモリと、を含み得る電子機器をさらに提供する。プロセッサは、メモリから実行可能命令を読み出し、実行可能命令を実行して上記実施例における動画共有方法を実現させるために用いられてもよい。

【0257】

図16は、本開示の実施例による電子機器を示す構成概略図である。以下、本開示の実施例を実現することに適合する電子機器1600の構成概略図を示す図16を具体的に参照する。

【0258】

本開示の実施例における電子機器1600は、電子機器であってもよい。ここで、電子機器は、例えば、携帯電話、ノートパソコン、デジタル放送受信機、PDA、PAD、PMP、車載端末（例えば、車載ナビゲーション端末）、ウェアラブルデバイスなどの携帯端末、及び例えばデジタルTV、デスクトップコンピュータ、スマートホームデバイスなどの固定端末を含み得るが、それらに限らない。

【0259】

なお、図16に示された電子機器1600は一例に過ぎず、本開示の実施例の機能及び使用範囲に何の制限も与えられない。

【0260】

図16に示すように、該電子機器1600は処理装置（例えば、中央処理装置、グラフィックプロセッサなど）1601を含んでもよく、それはリードオンリーメモリ（ROM）1602に記憶されたプログラム又は記憶装置1608からランダムアクセスメモリ（RAM）1603にロードされたプログラムによって各種の適切な動作及び処理を実行することができる。RAM 1603には、電子機器1600の操作に必要な各種のプログラムやデータがさらに格納されている。処理装置1601、ROM 1602及びRAM 1603は、バス1604を介して相互に接続される。入力/出力（I/O）インタフェース1605もバス1604に接続される。

【0261】

一般的には、例えばタッチスクリーン、タッチパネル、キーボード、マウス、カメラヘッド、マイクロホン、加速度計、ジャイロなどを含む入力装置1606と、例えば液晶ディスプレイ（LCD）、スピーカー、発振器などを含む出力装置1607と、例えば磁気テープ、ハードディスクなどを含む記憶装置1608と、通信装置1609とがI/Oインタフェース1605に接続されていてもよい。通信装置1609は電子機器1600が他のデバイスと無線又は有線通信してデータを交換することを可能にする。図16に各種の装置を備えた電子機器1600が示されているが、示された装置の全てを実施したり、具備したりすることを要求する意図がないことを理解されたい。それ以上又は以下の装置を代替的に実施したり、具備したりすることが可能である。

【0262】

本開示の実施例は、プロセッサによって実行されると、プロセッサに上記実施例における動画共有方法を実現させるコンピュータプログラムが記憶されたコンピュータ可読記憶

10

20

30

40

50

媒体をさらに提供する。

【0263】

本開示の実施例は、プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに上記いずれか一つの実施例における動画共有方法を実行させる命令を含むコンピュータプログラムをさらに提供する。

【0264】

本開示の実施例は、プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに上記いずれか一つの実施例における動画共有方法を実行させる命令を含むコンピュータプログラム製品をさらに提供する。

【0265】

特に、本開示の実施例によれば、フローチャートを参照しながら上述したプロセスはコンピュータソフトウェアプログラムとして実現できる。例えば、本開示の実施例はコンピュータプログラム製品を含み、それは非一時的なコンピュータ可読媒体に搭載された、フローチャートに示す方法を実行するためのプログラムコードを含むコンピュータプログラムを含む。このような実施例では、該コンピュータプログラムは通信装置1609によってネットワークからダウンロード及びインストールされ、又は記憶装置1608からインストールされ、又はROM 1602からインストールされ得る。処理装置1601によって該コンピュータプログラムが実行されると、本開示の実施例の動画共有方法で限定された上記機能を実行する。

【0266】

なお、本開示における上記コンピュータ可読媒体はコンピュータ可読信号媒体又はコンピュータ可読記憶媒体又はそれらの任意の組み合わせであってもよい。コンピュータ可読記憶媒体は、例えば、電気、磁気、光、電磁、赤外線又は半導体のシステム、装置又はデバイス或いはそれらの任意の組み合わせであってもよいが、それらに限らない。コンピュータ可読記憶媒体は、より具体的な例として、1つ又は複数の配線を有する電気接続、携帯型コンピュータディスク、ハードディスク、ランダムアクセスメモリ(RAM)、リードオンリーメモリ(ROM)、消去可能プログラマブルリードオンリーメモリ(EPROM又はフラッシュメモリ)、光ファイバー、コンパクトディスクリードオンリーメモリ(CD-ROM)、光学記憶装置、磁気記憶装置又はそれらの任意の適切な組み合わせを含んでもよいが、それらに限らない。本開示では、コンピュータ可読記憶媒体はプログラムを含むか記憶するいかなる有形媒体であってもよく、該プログラムはコマンド実行システム、装置又はデバイスに使用されるか、それらと組み合わせて使用されることが可能である。本開示では、コンピュータ可読信号媒体はベースバンドで伝播されるデータ信号又は搬送波で一部を伝播するデータ信号を含んでもよく、その中にコンピュータ可読プログラムコードを搭載した。このように伝播されるデータ信号は多種の形式を採用してもよく、電磁信号、光信号又はそれらの任意の適切な組み合わせを含むが、それらに限らない。コンピュータ可読信号媒体は更にコンピュータ可読記憶媒体以外の任意のコンピュータ可読媒体であってもよく、該コンピュータ可読信号媒体はコマンド実行システム、装置又はデバイスに使用されるかそれらと組み合わせて使用されるプログラムを送信、伝播又は伝送することができる。コンピュータ可読媒体に含まれるプログラムコードは任意の適切な媒体で伝送可能であり、電線、光ケーブル、RF(ラジオ周波数)など又はそれらの任意の適切な組み合わせを含んでもよいが、それらに限らない。

【0267】

いくつかの実施形態において、クライアント、サーバは、HTTPなどの任意の現在既知の又は将来開発されるネットワークプロトコルを用いて通信することができ、任意の形式又は媒体のデジタルデータ通信(例えば、通信ネットワーク)と相互接続することができる。通信ネットワークの例としては、ローカルエリアネットワーク(「LAN」)、広域ネットワーク(「WAN」)、国際ネットワーク(例えば、インターネット)、及びエンドツーエンドネットワーク(例えば、ad hocエンドツーエンドネットワーク)、並びに現在既知の又は将来開発される任意のネットワークを含む。

10

20

30

40

50

【0268】

上記コンピュータ可読媒体は上記電子機器に含まれるものであってもよいし、該電子機器に実装されていない単独したものであってもよい。

【0269】

上記コンピュータ可読媒体には1つ又は複数のプログラムが搭載されており、上記1つ又は複数のプログラムが該電子機器によって実行されると、該電子機器に、

【0270】

共有される、過去投稿動画である目標動画及び/又は目標動画の共有コントロールを含む目標対象を目標インタラクティブインタフェースに表示することと、目標対象に対する第1のトリガ操作が検出されると、目標動画と、目標動画から生成される可視化素材とを含む、目標動画を共有するための複合動画が表示されたプリセット再生インタフェースを表示することと、複合動画に対する第2のトリガ操作が検出されると、第2のトリガ操作に対応する編集方式に従って、複合動画に対する動画編集を行うこととを実行させる。

10

【0271】

本開示の実施例では、本開示の操作を実行するためのコンピュータプログラムコードは1種又は多種のプログラミング言語又はそれらの組み合わせを用いて書くことが可能であり、上記プログラミング言語はオブジェクト指向のプログラミング言語、例えばJava、Smalltalk、C++を含み、更に一般の手続き型プログラミング言語、例えば「C」言語又は類似的なプログラミング言語を含むが、それらに限らない。プログラムコードは完全にユーザコンピュータで実行したり、部分的にユーザコンピュータで実行したり、独立したソフトウェアパッケージとして実行したり、一部をユーザコンピュータで一部をリモートコンピュータで実行したり、完全にリモートコンピュータ又はサーバで実行したりすることができる。リモートコンピュータの場合に、リモートコンピュータはローカルエリアネットワーク(LAN)又は広域ネットワーク(WAN)を含む任意のネットワークによってユーザコンピュータに接続でき、又は、外部コンピュータに接続できる(例えば、インターネットサービスプロバイダを用いてインターネット経由で接続する)。

20

【0272】

添付図面のうちフローチャート及びブロック図は本開示の各種の実施例に係るシステム、方法及びコンピュータプログラム製品の実現可能なシステムアーキテクチャ、機能及び動作を示す。この点では、フローチャート又はブロック図における各ブロックは1つのモジュール、プログラムセグメント又はコードの一部を代表することができ、該モジュール、プログラムセグメント又はコードの一部は指定された論理機能を実現するための1つ又は複数の実行可能命令を含む。なお、いくつかの置換としての実現では、ブロックに表記される機能は図面に付したものと異なる順序で実現してもよい。例えば、二つの連続的に示されたブロックは実質的に同時に実行してもよく、また、係る機能によって、それらは逆な順序で実行してもよい場合がある。なお、ブロック図及び/又はフローチャートにおける各ブロック、及びブロック図及び/又はフローチャートにおけるブロックの組み合わせは、指定される機能又は操作を実行するハードウェアに基づく専用システムによって実現してもよいし、又は専用ハードウェアとコンピュータ命令との組み合わせによって実現してもよいことに注意すべきである。

30

40

【0273】

本開示の実施例に係るユニットはソフトウェアで実現してもよいし、ハードウェアで実現してもよい。ここで、ユニットの名称は該ユニット自身を限定しない場合がある。

【0274】

本明細書で上述された機能は、少なくとも部分的に1つ又は複数のハードウェア論理構成要素によって実行され得る。例えば、使用可能な例示的なハードウェア論理構成要素は、フィールドプログラマブルゲートアレイ(FPGA)、特定用途向け集積回路(ASIC)、特定用途向け標準製品(ASSP)、システムオンチップ(SOC)、コンプレックスプログラマブル論理装置(CPLD)などを含むが、それらに限らない。

【0275】

50

本開示において、機械可読媒体は、有形媒体であってもよく、コマンド実行システム、装置、又はデバイスによって使用され、又はコマンド実行システム、装置、又はデバイスと組み合わせて使用されるプログラムを含み、又は記憶することができる。機械可読媒体は、機械可読信号媒体又は機械可読記憶媒体であり得る。機械可読媒体は、電子的、磁氣的、光学的、電磁的、赤外線、又は半導体システム、装置、もしくはデバイス、又は上記の任意の好適な組み合わせを含み得るが、それらに限らない。機械可読記憶媒体のより具体的な例は、1つ又は複数の配線に基づく電気接続、ポータブルコンピュータディスク、ハードディスク、ランダムアクセスメモリ(RAM)、リードオンリーメモリ(ROM)、消去可能プログラマブルリードオンリーメモリ(EPROM又はフラッシュメモリ)、光ファイバー、コンパクトディスクリードオンリーメモリ(CD-ROM)、光学記憶装置、磁気記憶装置、又はそれらの任意の適切な組み合わせを含む。

10

【0276】

上述したのは本開示の好ましい実施例及び適用する技術原理の説明に過ぎない。本開示に係る開示の範囲は、上記技術特徴の特定組合による技術案に限定されず、上記開示の構想を逸脱することなく上記技術特徴又はそれと同等な特徴を任意に組み合わせて形成した他の技術案をも含むべきであることが当業者に自明である。例えば、上記特徴と本開示に開示された(それらに限らない)類似的な機能を有する技術特徴を互いに取り替えて形成した技術案をも含む。

【0277】

また、各操作は、特定の順序で記述されているが、これは、そのような操作が、示されている特定の順序で、又は順次的な順序で実行されることを求めている、と理解されるべきではない。所定の環境では、マルチタスクと並行処理が有利であり得る。同様に、若干の具体的な実現の詳細が上記の記述に含まれているが、それらは、本開示の範囲を制限するものとして解釈されるべきではない。単一の実施例に関連して記載されている特定の特徴は、単一の実施例と組み合わせても実装可能である。逆に、単一の実施例に関連して記載されている様々な特徴はまた、複数の実施例で別々に、又は何らかの適切なサブコンビネーションで実装可能である。

20

【0278】

本主題は、構造的な特徴及び/又は方法論理動作に特有の言語で記述されたが、添付の特許請求の範囲に限定された主題は、必ずしも上記で記述された特定の特征又は動作に限定されないことを理解されたい。むしろ、上述された特定の特征及び動作は、特許請求の範囲を実現する例示的な形態に過ぎない。

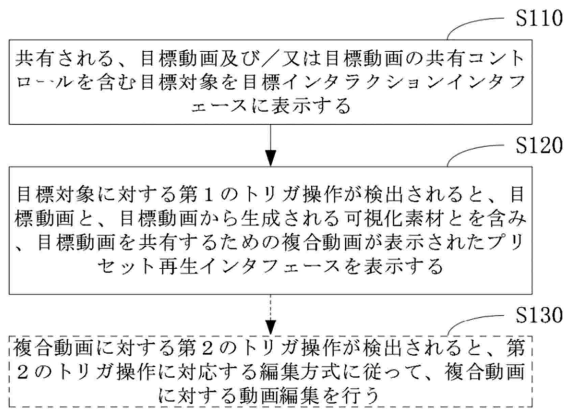
30

40

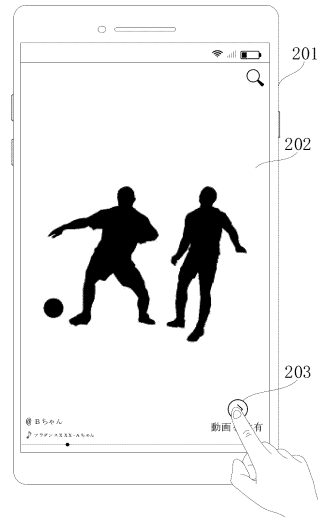
50

【図面】

【図 1】

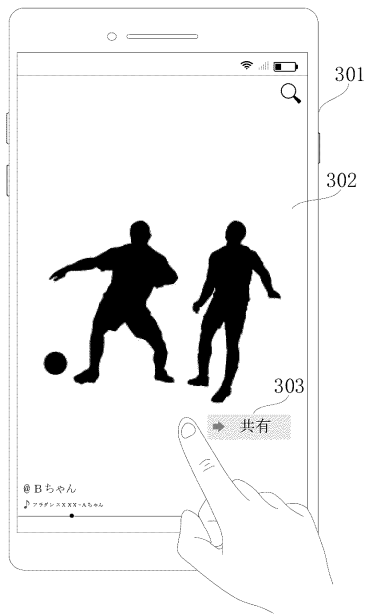


【図 2】

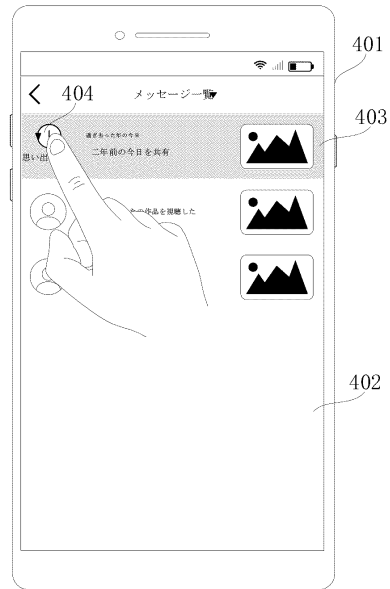


10

【図 3】



【図 4】



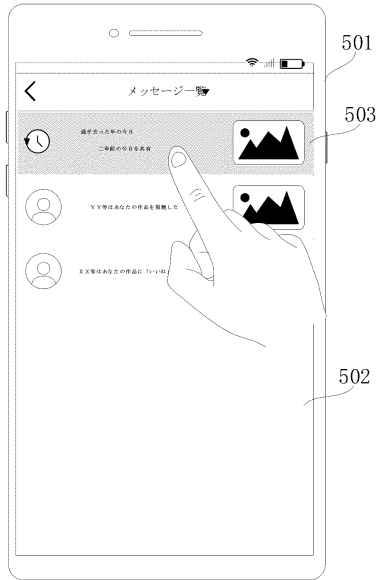
20

30

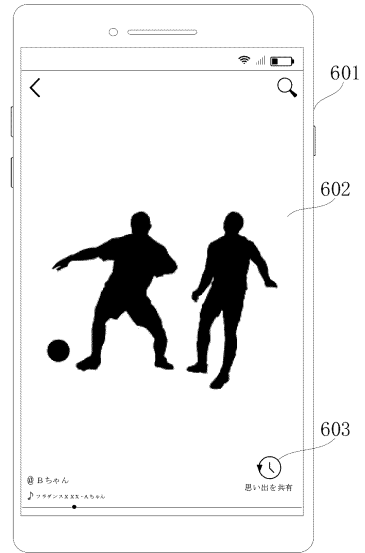
40

50

【図 5】

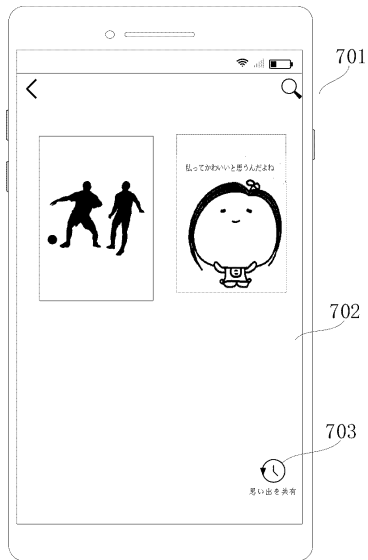


【図 6】

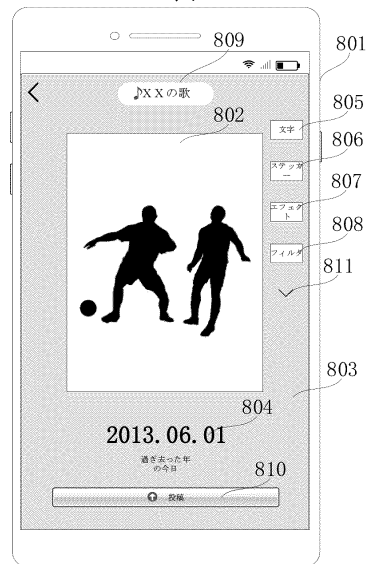


10

【図 7】



【図 8】



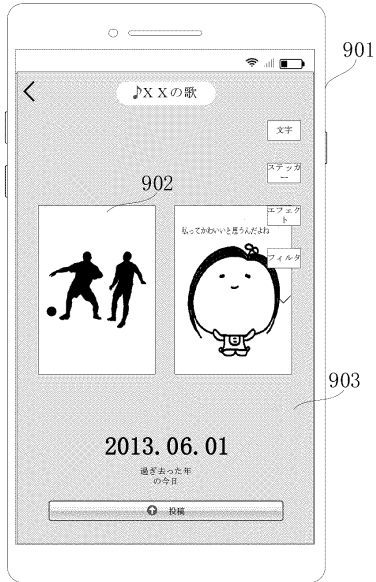
20

30

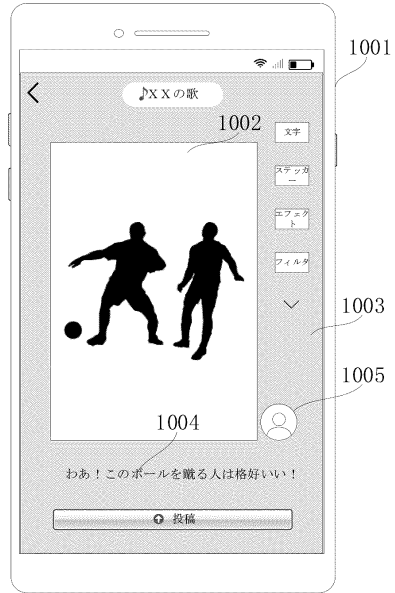
40

50

【図 9】

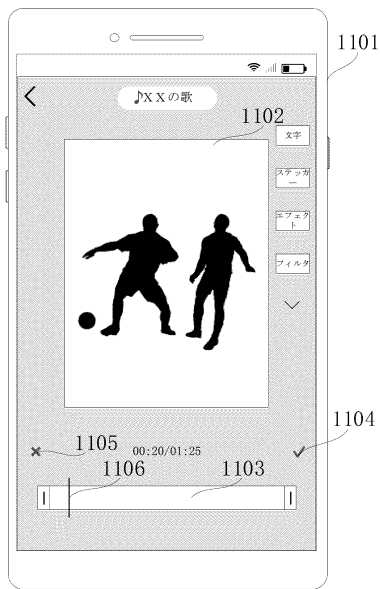


【図 10】



10

【図 11】



【図 12】



20

30

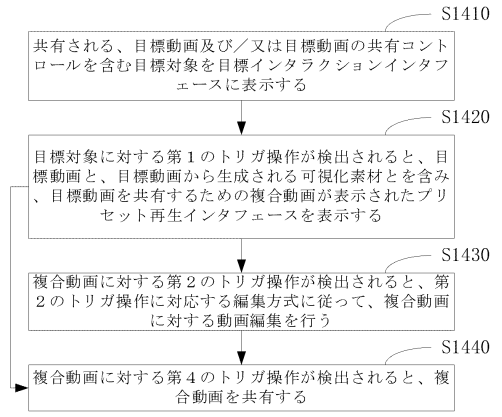
40

50

【図 13】

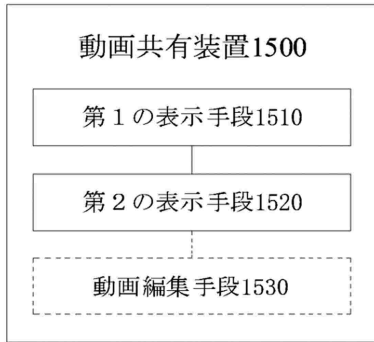


【図 14】

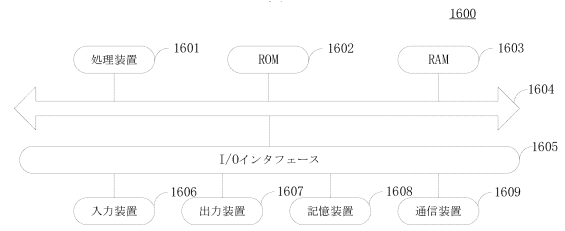


10

【図 15】



【図 16】



20

30

40

50

フロントページの続き

- 弁理士 伊東 忠彦
(74)代理人 100135079
弁理士 宮崎 修
(72)発明者 スン, ホォイ
中国 1 0 0 0 8 6 ベイジン, ハイディエン ディストリクト, ズィチュン ロード, ナンバー・
6 3, チャイナ サテライト コミュニケーションズ タワー, ジンリトウシャオ ポスト オフィス
(72)発明者 ワン, ダオユィ
中国 1 0 0 0 8 6 ベイジン, ハイディエン ディストリクト, ズィチュン ロード, ナンバー・
6 3, チャイナ サテライト コミュニケーションズ タワー, ジンリトウシャオ ポスト オフィス
(72)発明者 ウ, イイン
中国 1 0 0 0 8 6 ベイジン, ハイディエン ディストリクト, ズィチュン ロード, ナンバー・
6 3, チャイナ サテライト コミュニケーションズ タワー, ジンリトウシャオ ポスト オフィス
審査官 鈴木 順三
(56)参考文献 特表2017-510171(JP, A)
米国特許出願公開第2014/0189535(US, A1)
中国特許出願公開第111343074(CN, A)
インスタストーリー作成モード(作成する)「過去のこの日」に「すべて見る」追加!, Kouk
ichi Takahashi Photography[online], 日本, Koukichi Takahashi, 2020年02月05日, pp.1-
15, [2024年12月11日検索], <https://koukichi-t.com/archives/26194>
(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
H 0 4 N 2 1 / 0 0 - 2 1 / 8 5 8
G 0 6 F 3 / 0 4 8 - 3 / 4 8 9 5